

御殿場市申請書作成支援システム（記載台型）導入業務委託に係る
公募型プロポーザル質問回答書（最終）

令和6年9月9日

参加業者 各位

御殿場市長 勝又 正美

御殿場市申請書作成支援システム（記載台型）導入業務委託に関する質問について、
下記のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
10	別記様式第5の見積書の書き方ですが、御見積金額 円(税込)を記載し、項目及び積算内訳の枠内は、御殿場市申請書作成支援システム一式金額(税抜き)と5年間保守費の2行表示で明細は弊社書式で添付してよろしいでしょうか。	「御殿場市申請書作成支援システム（記載台型）導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」第6の3の表注釈（p5）に示すとおり、見積書には、令和7年3月までにかかる費用（システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5年分）に係る費用）と、令和7年4月からシステム導入後5年後までの保守管理業務等にかかる費用とに区分し、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む額を記載してください。また、見積書に添付する明細書等は、貴社様式で作成されたものであっても差し支えありません。
11	その場合は税抜きの合計金額は保守費も含めた合計額でよろしいでしょうか。	見積金額を記載する欄は、消費税及び地方消費税を含む額を記載してください。なお、当該見積金額は、システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5年分）に係る費用の合計額としてください。
12	またはそれぞれ1行表示で様式5の見積書を2枚作成した方がよろしいでしょうか。	回答書No.10及びNo.11のとおりとして差し支えありませんが、別記様式第5にて見積書を作成、提出する場合であって、同様式1枚に収まらないときは、令和7年3月までにかかる費用（システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5年分）に係る費用）と、令和7年4月からシステム導入後5年後までの保守管理業務等にかかる費用を別葉で作成してください。

No.	質問事項	回答
1 3	<p>当社では申請書作成後、窓口で申請書を提出する際に本人確認を行う必要があると認識しており、当社システムでは「顔認証との連携機能」を備えていません。</p> <p>そのため「顔認証との連携機能」はご提供できませんが、任意機能の要件として取り扱うことでもよろしいでしょうか。</p>	<p>本システムに顔認証機能等を具備していることを必須要件としておりませんが、今後の社会情勢等を踏まえ、新たに顔認証システムとの連携が求められた際には、これに対応できることを要件としています。</p>
1 4	<p>作成する申請書はモノクロ印刷を想定していますが、その認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>

※No.の数字は通番を表す。